



2025 年 5 月 22 日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(コード番号: 4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎
(TEL 03-6635-1021)

**定款の一部変更（本店移転を含む）並びに
資本金及び資本準備金の額の減少（減資）に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 10 期定時株主総会に定款の一部変更の件並びに資本金及び資本準備金の額の減少の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の要旨

当社は、業務効率向上を目的とした本社機能の移転をするにあたり、現行定款第 3 条に定める本店所在地を「東京都中央区」から「東京都港区」に変更するものであります。また、その他、字句の修正等、所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(議事録) 第 18 条 (条文省略)	(株主総会の議事録) 第 18 条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>CEO</u> がこれを招集し、議長となる。 2 取締役 <u>CEO</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた</u> 取締役がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項</u> の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
<u>附則</u> (事業年度に関する経過措置) <u>第 1 条 第 40 条 (事業年度) の規定にかかわらず、当社の第 10 期事業年度は、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。</u> <u>第 2 条 第 42 条 (剰余金の配当の基準日) は、第 10 期事業年度については、変更後の定款を適用する。</u> <u>第 3 条 第 21 条 (任期) にかかわらず、第 9 期に関する定時株主総会及び 2024 年 9 月 9 日の臨時株主総会において選任された各取締役の任期は、2025 年 3 月 31 日に終了する第 10 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>第 4 条 本附則は、第 10 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>附則</u> (本店の所在地に関する経過措置) <u>第 1 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2026 年に開催される第 11 期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更のための効力発生日 2025 年 6 月 24 日 (予定)

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の件

(1) 減資の目的

2025 年 2 月 19 日開示の「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」に記載のとおり、伊藤忠エネクス株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及び払込が完了したことを踏まえ、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として行うものであります。

なお、当該議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみ減少するため、株主様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

①減少すべき資本金、資本準備金の額

- ・本第三者割当増資後の資本金の額 1,506,236,827 円を 1,496,236,827 円減少して 10,000,000 円といたします。
- ・本第三者割当増資後の資本準備金の額 1,496,236,735 円を 1,496,236,735 円減少して 0 円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション等の新株予約権が資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び資本準備金の額並びに減少後の資本金の額及び資本準備金の額が変動することがございます。

②減資及び資本金の減少の方法

減少する資本金の額 1,496,236,827 円の全額、減少する資本準備金の額 1,496,236,735 円の全額（合計 2,992,473,562 円）を、それぞれその他資本剰余金に振り替えるものであります。

③資本金の額の減少に関する日程

取締役会決議日	2025 年 5 月 22 日
本株主総会決議日	2025 年 6 月 24 日 (予定)
債権者異議申述公告日	2025 年 6 月 25 日 (予定)
債権者異議申述最終期日	2025 年 7 月 25 日 (予定)
本株主総会決議日	2025 年 6 月 24 日 (予定)
資本金の額の減少の効力発生日	2025 年 7 月 29 日 (予定)

以 上